

「政策創造研究」投稿規程

(目的)

第1条 「政策創造研究」(以下「本誌」と略記する。)は、政策学研究に寄与する未発表の研究成果を掲載する。

(研究成果の掲載)

第2条 本誌には、編集委員会が認めた論説、研究ノート、資料、紹介、その他の研究成果を掲載する。

(研究成果の構成)

第3条 本誌の使用言語は、わが国において研究内容の評価が可能であり、印刷可能な言語とする。

2 研究成果は、原則として横書きで、電子ファイルで作成したものを提出するものとする。

3 本誌に掲載された研究成果は、電子化のうえ、別途公表するものとする。

(研究成果の提出)

第4条 研究成果は、編集委員会に提出する。提出されたものは原則として返却しない。

2 本誌の執筆要領については別途「政策創造研究執筆要領」で詳細を定めるものとする。

(研究成果の採択)

第5条 投稿された研究成果掲載の可否は編集委員会で決定する。

2 編集委員会は、投稿された研究成果の本誌掲載可否を決定するために適宜当該専門領域の研究者からなる査読委員会の意見を聴くものとする。

3 前項の査読委員会の構成については編集委員会が定める。

(編集委員会)

第6条 編集委員は、政策創造学部の専任教員の中から選出する。

2 編集委員会の構成および運営については別途定める。

(改正)

第7条 この規程の改正には、政策創造学部専任教員の三分の二以上の同意がなければならない。

(付則) この規程は、2007年11月28日より施行する。

「政策創造研究」執筆要領

研究成果の執筆

- ① 「政策創造研究」（以下「本誌」と略記する。）への研究成果掲載を認められたものは、定められた期日までに研究成果を以下の要領で編集委員会に提出しなければならない。
- ② 提出時期などについては、編集委員会が適宜告知する。

(1) 研究成果の分類と字数

- ① 論説 独創的な研究成果をまとめたもの。原則として和文24,000字以内、欧文10,000語以内とする。その他の言語は、欧文に準じるものとする。いずれも注、参考文献、図表などを含む。
- ② 研究ノート 独創的な研究成果で、速報性・資料性・先見性を重視した比較的短いもの。原則として和文18,000字以内、欧文7,500語以内とする。その他の言語は、欧文に準じるものとする。いずれも注、参考文献、図表などを含む。
- ③ 資料など 字数は論説に準じる。
- ④ 書評・紹介など 字数は研究ノートに準じる。

(2) 表題

原則として日本語および欧文の表題をつける。

(3) 要旨

研究成果には、和文要旨（400字以内）および欧文要旨（300語以内）を付けるものとする。

(4) 本文

原則として、章はⅠ、Ⅱ、Ⅲ…、節は1、2、3…とし、さらに（1）、（2）、（3）…とする。

（例）Ⅱ．政策創造の課題

1．地域政策の創造

（1）吹田市における「まちづくり」政策の展開

(5) 註

- ① 原則として本文の最後にまとめて付する。
- ② 本文中、当該箇所右肩に1)、2)、3) …のように通し番号をつけ、本文の最後にまとめて番号を付して記す。

(6) 参考文献

- ① 参考文献は、日本語文献、欧語文献の順に、それぞれ五十音順、アルファベット順に本文の最後にまとめて並べる。
- ② 参考文献の記述形式、および本文での引用形式は、一般的用例に従う。

執筆者紹介

(掲載順)

岡 本 哲 和 関西大学政策創造学部教授

初 見 健太郎 関西大学政策創造学部准教授

西 脇 秀一郎 愛媛大学法文学部専任講師

編集後記

長らくコロナ禍で喘いできた約3年間ですが、そろそろ先が見えてきたでしょうか。あるいは、ウイズ・コロナでいくしかないという諦観あるのみでしょうか。

さて、今年度も『政策創造研究』につきまして、ご寄稿いただいた方々ならび編集に携わっていただいた方々のみなさまのおかげをもちまして、第17号をつつがなく発行できる運びとなりました。心より厚く御礼申し上げます。

今後とも本誌を充実させるべく、力を尽くす所存ですので、みなさまにおかれましては、ぜひともご愛顧・ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(編集委員長 後藤元伸)

2023年3月23日印刷

2023年3月29日発行

政策創造研究 第17号

(非売品)

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

編集・発行者 関西大学政策創造学部

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

発行所 関西大学政策創造学部

〒532-0012 大阪市淀川区木川東4丁目17番31号

印刷所 株式会社 遊文舎

(不許複製, 禁転載)